提出用書類に記入もれ等はございませんか?

書類をご提出いただく前の確認に、以下のチェックリストで記入もれ等がないか、再度ご確認をお願いします。

書類名	第1号被保険者	第2号被保険者	共済組合員	第3号被保険者	項番	チェック項目
個人型年金加入申出書	□	□	□	□	1	氏名・フリガナ、住所・フリガナは記入されていますか?
	□	□	□	□	1	基礎年金番号・生年月日・性別は記入されていますか?
	□	□	□	□	2	該当する被保険者の種別にチェックされていますか?
		□	□		3	掛金の納付方法にチェックされていますか?
		□	□		3	【事業主払込の方】 「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書」の添付が必要です。ご準備されていますか?
	□	□	□	□	4	【個人払込の方】 掛金引落口座情報に記入されていますか?
	□	□	□	□	4	【個人払込の方】 3枚目に金融機関届出印を押印されていますか? ※印鑑レス口座の方は付箋等でその旨をお知らせください。 また、別途承認手続きが必要となりますのでご指定の金融機関へご確認ください。
	□	□	□	□	5	掛金を毎月定額で納付する場合、 毎月の掛金額を記入されていますか? 納付月と金額を指定して納付する場合、「加入者月別掛金額登録・変更届」の添付が必要です。ご準備されていますか?
		□	□		6	企業年金制度等の加入状況コードを記入されていますか? コードが00以外の方は右側チェック欄も記入されていますか?
		□	□		6	【事業主払込の方】 登録事業所番号と登録事業所名称を「事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書」より転記されていますか?
	□				7	国民年金の付加保険料を納付している方はチェックをされていますか?
	□				7	国民年金基金に加入している方は加入員番号と掛金月額を記入されていますか?
		□	□		8	【60歳以上の方】 「iDeCoの老齢給付金(一時金含む)を受給していない。」 「老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない。」 をチェックされていますか?
確認書 ※添付もれが多い書類です。必ずご提出ください。	□	□	□	□		太枠内すべて記入されていますか?

書類作成に関するお問い合わせ先

J-PECコールセンター **0120-179-011**

月～金 9:00～20:00　土日 9:00～17:00（通話料無料）

祝日・12月31日～1月3日を除く。また、土日はシステムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 海外からのお問い合わせは、03-6625-5139（通話料有料）をご利用ください。

制作／ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社　2024年12月発行

本資料の内容の一部あるいは全部を、無断で複写複製（コピー）および電子化することはお断りしております。
本資料は発行日現在の法令、サービス等に基づいて作成しております。今後の制度・税制の改正やサービス内容の変更等により、記載内容が実際と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。会計、税務、法律面等については、公認会計士、税理士、弁護士等にご確認ください。

P3DB0308000-002（2024.12）

しんきんiDeCo 提出用書類のご記入方法

iDeCoのお手続にあたっては国民年金の被保険者種別等によってご記入内容が異なります。
該当するページをご覧いただき、ご記入ください。

第1号被保険者	自営業者、自由業、学生等の方	個人型年金加入申出書	確認書	P2~P3
第2号被保険者（会社員の方）	厚生年金に加入している会社員等の方	個人型年金加入申出書	確認書 ＋ 事業主払込に関する証明書 ※事業主払込を選択する場合	P4~P5 P8~P9 （別紙 K-033）
共済組合員	公務員、私立学校教職員等の方	個人型年金加入申出書	確認書 ＋ 事業主払込に関する証明書 ※事業主払込を選択する場合	P6~P7 P8~P9 （別紙 K-033）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方	個人型年金加入申出書	確認書	P10~P11

⚠ これまで企業型DCに加入されていた方は、資産移換のお手続きが必要です。
移換手続きの資料をお取り寄せください。

しんきん iDeCo

第1号被保険者 加入をご希望の方

個人型年金加入申出書　記入見本

自営業や自由業、学生等の方（国民年金の第1号被保険者）の方は、この申出書を使って、iDeCoに加入（掛金を拠出）するためのお手続を行います。

① 太枠内に、ご記入のうえ、確認書とともにご提出ください。
※被保険者の種別によって記入する欄が異なりますので、ご確認のうえご記入ください。
※インターネット経由で資料請求された場合は、印字されている内容をご確認ください。

② 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、周囲余白に訂正事項をご記入ください。訂正印は不要です。
「4.掛金引落口座情報」を訂正する場合は、訂正印として金融機関届出印を押してください。

③ 本人控（5枚目）はご自身で保管してください。

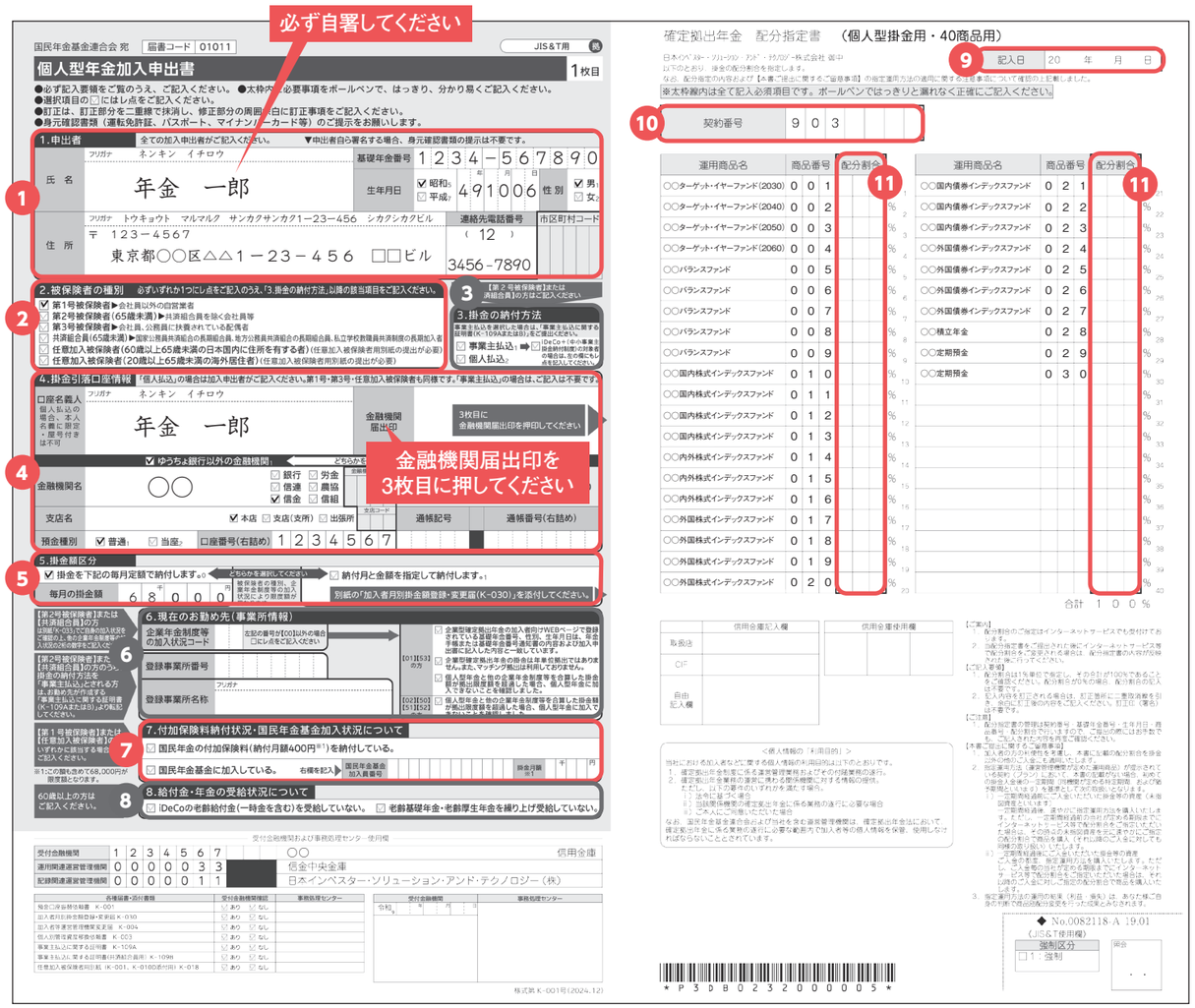

1 申出者	■ 氏名：**フリガナを必ずご記入ください。** ■ 基礎年金番号：「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」に記載されている基礎年金番号をご記入ください。 上記の書類で確認できない場合は、お近くの年金事務所にご確認ください。 ■ 生年月日・性別：年号・性別の✓点の記入もれにご注意ください。 ■ 住所：郵便番号とフリガナをご記入ください。市町村コードがわからない場合は、記入不要です。 ■ 連絡先電話番号：日中ご連絡が可能な番号をご記入ください。
2 被保険者の種別	■ 第1号被保険者に✓点をご記入ください。
3 掛金の納付方法	■ 第1号被保険者の方は記入不要です。
4 掛金引落口座情報	⚠ **以下の金融機関は指定できません。** 一部のネット系銀行・信託銀行（口座をお持ちの銀行にてご確認ください） 信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、外国銀行など。 くわしくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。　https://www.ideco-koushiki.jp/ iDeCo公式サイト ■ 掛金引落口座は本人名義に限ります。フリガナも必ずご記入ください。 ■ **金融機関届出印を3枚目に押してください。** <ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定の場合> ・支店名等をよくご確認のうえ、ご記入ください。・金融機関コード・支店コードは記入不要です。 ・預金種別の✓点のご記入もれにご注意ください。
5 掛金額区分	■「毎月定額」または「納付月と金額を指定」（月ごとに掛金額を設定）のいずれかに✓点をご記入ください。 <毎月定額で納付する場合> ・5,000円以上1,000円単位でご指定ください。 ・掛金の限度額は付加保険料納付の有無、国民年金基金への加入状況によって異なります。 国民年金の付加保険料を納付していない方・国民年金基金に加入していない方：68,000円 付加保険料を納付している方：67,000円 国民年金基金に加入している方：68,000円から国民年金基金の掛金月額を引いた額 ・納付月と金額を指定する場合は、記入不要です。 <納付月と金額を指定して納付する場合> ・「加入者月別掛金額登録・変更届」の提出が必要ですので、コールセンターにご請求ください。
6 現在のお勤め先	■ 第1号被保険者の方は記入不要です。
7 付加保険料納付状況・国民年金基金加入状況について	■ 該当している場合、✓点をご記入ください。 ・国民年金基金に加入している方は、加入員番号と掛金月額をご記入ください。
8 給付金・年金の受給状況について	■ 第1号被保険者の方は記入不要です。
9 記入日	■ この申出書を記入した日を西暦でご記入ください。
10 契約番号	■ **契約番号は取扱信用金庫ごとに異なります。** しんきんiDeCo WEB（HOME ＞しんきんiDeCoについて ＞しんきんiDeCoの特徴） にてご確認いただくか、取扱信用金庫またはコールセンターにお問い合わせください。 「しんきんiDeCo WEB」の「しんきんiDeCoの特徴」　https://www.j-pec.co.jp/scb/about/feature/
11 配分割合	■ 印字されている運用商品以外をお選びいただくことはできません。 ■ 合計が100%になるようにご記入ください（1%単位）。 ■ 商品を選択しない状態で加入手続を進めることも可能です。その場合、配分割合の欄は空欄のままご提出ください。 ※口座開設後、運用商品を選択しないまま一定期間（約3ヵ月）が経過すると、「指定運用方法」が購入されます。口座開設後の運用商品の選択方法、「指定運用方法」にかかる注意事項については、同封の「じぶんでえらぶ、iDeCoでそだてる」6ページをあらかじめご確認ください。

第2号被保険者 加入をご希望の方

個人型年金加入申出書　記入見本

民間企業にお勤め（国民年金の第2号被保険者）の方は、この申出書を使って、
iDeCoに加入（掛金を拠出）するためのお手続を行います。
掛金の納付方法を事業主払込にされる方は、この申出書と
「事業主払込に関する証明書」の提出が必要です。コールセンターにご請求ください。

① 太枠内に、ご記入のうえ、確認書とともにご提出ください。
※被保険者の種別によって記入する欄が異なりますので、ご確認のうえご記入ください。
※インターネット経由で資料請求された場合は、印字されている内容をご確認ください。
② 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、周囲余白に訂正事項をご記入ください。訂正印は不要です。
「4.掛金引落口座情報」を訂正する場合は、訂正印として金融機関届出印を押してください。
③ 本人控（5枚目）はご自身で保管してください。

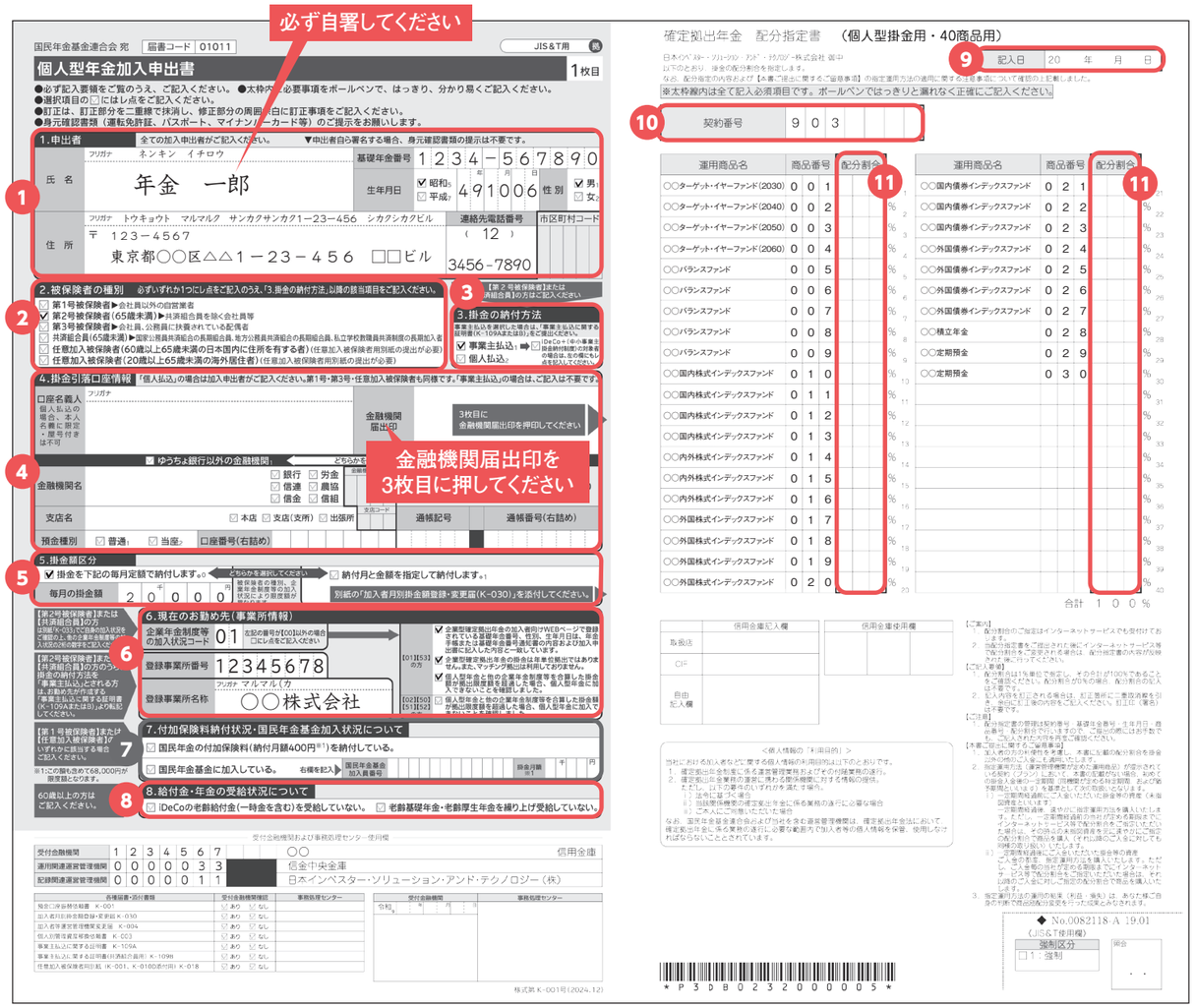

⚠以下の金融機関は指定できません。

一部のネット系銀行・信託銀行（口座をお持ちの銀行にてご確認ください）
信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、外国銀行など。
くわしくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。　https://www.ideco-koushiki.jp/

iDeCo公式サイト

1 申出者	■ 氏名：**フリガナを必ずご記入ください。** ■ 基礎年金番号：「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」に記載されている基礎年金番号をご記入ください。 上記の書類で確認できない場合は、お近くの年金事務所にご確認ください。 ■ 生年月日・性別：年号・性別の✓点の記入もれにご注意ください。 ■ 住所：郵便番号とフリガナをご記入ください。市区町村コードがわからない場合は、記入不要です。 ■ 連絡先電話番号：日中ご連絡が可能な番号をご記入ください。
2 被保険者の種別	■ 第2号被保険者（65歳未満）に✓点をご記入ください。
3 掛金の納付方法	■ 納付方法は、**事業主払込**または**個人払込**のいずれかに✓点をご記入ください。 **事業主払込**は選択できません。 <事業主払込－給与天引を希望される方> ・「事業主払込に関する証明書」の添付が必要です。コールセンターにご請求ください。 ・「事業主払込に関する証明書」の2.事業主の確認事項、証明欄の掛金の納付方法に関する確認が（3）に✓点が記入されているかをご確認ください。（1）に✓点が記入されている場合は、 ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、右側の□にも✓点をご記入ください。 <個人払込－個人の口座から口座振替を希望される方> ・「④掛金引落口座情報」を必ずご記入ください。
4 掛金引落口座情報 指定できない金融機関があります。（注1）掛金引落金融機関についてをご参照ください。	■ **事業主払込**（給与天引）と**個人払込**により記入方法が異なります。 <❸で事業主払込（給与天引）を選択した場合>・記入不要です。 <❸で個人払込を選択した場合> ・本人名義の口座情報を記入します（屋号付きは不可）。お名前のフリガナもれにご注意ください。 ・**金融機関届出印を3枚目に押してください。** <ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定の場合> ・支店名等をよくご確認の上、ご記入ください。 ・金融機関コード・支店コードは、記入不要です。 ・預金種別の✓点の記入もれにご注意ください。
5 掛金額区分 8ページ～9ページ（別紙K-033）をご確認の上、ご記入ください。	■「掛金を下記の毎月定額で納付します。」または「納付月と金額を指定して納付します。」のいずれかに✓点をご記入ください。 <毎月定額で納付する場合>・5,000円以上、1,000円単位でご指定ください。 ・掛金の限度額は、企業年金制度等の加入状況によって異なります。9ページのフローチャートの質問と回答に沿って該当する企業年金制度等の加入状況コードをご確認ください。 番号が「00」の場合：拠出限度額　月額23,000円 番号が「01」「02」の場合：拠出限度額　月額20,000円※ ※拠出限度額は、55,000円－（企業型DC掛金額+DB等の他制度掛金相当額）※上限は20,000円です。 <納付月と金額を指定して納付する場合>・企業年金制度等の加入状況コードが「01」「02」のいずれかである場合は、「納付月と金額を指定して納付します」は選択できません。 ・事業主払込（給与天引）の場合、納付月と金額を指定して納付可能か事前に事業主さまへご確認ください。 ・毎月の掛金額は、記入不要です。 ・「加入者月別掛金額登録・変更届」の提出が必要ですので、コールセンターにご請求ください。
6 現在のお勤め先（事業所情報）	■企業年金制度等の加入状況：9ページのフローチャートの質問と回答に沿って該当する他の企業年金制度の加入状況の2桁の数字を記入し、右側チェック欄の項目を必ずご確認の上、✓点をご記入ください。 ■登録事業所番号：掛金の払込方法が**事業主払込**の場合、「事業主払込に関する証明書」より転記してください。 ■登録事業所名称：掛金の払込方法が**事業主払込**の場合、「事業主払込に関する証明書」より転記してください。
7 付加保険料納付状況…	■ 第2号被保険者の方は記入不要です。
8 給付金・年金の受給状況について	■ 60歳以上の方は✓点をご記入ください。
9 記入日	■ この申出書を記入した日を西暦でご記入ください。
10 契約番号	■ **契約番号は取扱信用金庫ごとに異なります。** しんきんiDeCo WEB（HOME ＞しんきんiDeCoについて ＞しんきんiDeCoの特徴） にてご確認いただくか、取扱信用金庫またはコールセンターにお問い合わせください。 「しんきんiDeCo WEB」の「しんきんiDeCoの特徴」　https://www.j-pec.co.jp/scb/about/feature/
11 配分割合	■ 印字されている運用商品以外をお選びいただくことはできません。 ■ 合計が100%になるようにご記入ください（1%単位）。 ■ 商品を選択しない状態で加入手続を進めることも可能です。その場合、配分割合の欄は空欄のままご提出ください。 ※口座開設後、運用商品を選択しないまま一定期間（約3ヵ月）が経過すると、「指定運用方法」が購入されます。口座開設後の運用商品の選択方法、「指定運用方法」にかかる注意事項については、同封の「じぶんでえらぶ、iDeCoでそだてる」6ページをあらかじめご確認ください。

共済組合員 加入をご希望の方

個人型年金加入申出書　記入見本

「国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の長期組合員」、
「私立学校教職員共済制度の長期加入者」の方は、この申出書を使って、
iDeCoに加入（掛金を拠出）するためのお手続を行います。
掛金の納付方法を事業主払込にされる方は、この申出書と「事業主払込に関する証明書（共済組合員用）」の提出が必要です。コールセンターにご請求ください。

① 太枠内に、ご記入のうえ、確認書とともにご提出ください。
※被保険者の種別によって記入する欄が異なりますので、ご確認のうえご記入ください。
※インターネット経由で資料請求された場合は、印字されている内容をご確認ください。

② 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、周囲余白に訂正事項をご記入ください。訂正印は不要です。
「4.掛金引落口座情報」を訂正する場合は、訂正印として金融機関届出印を押してください。

③ 本人控（5枚目）はご自身で保管してください。

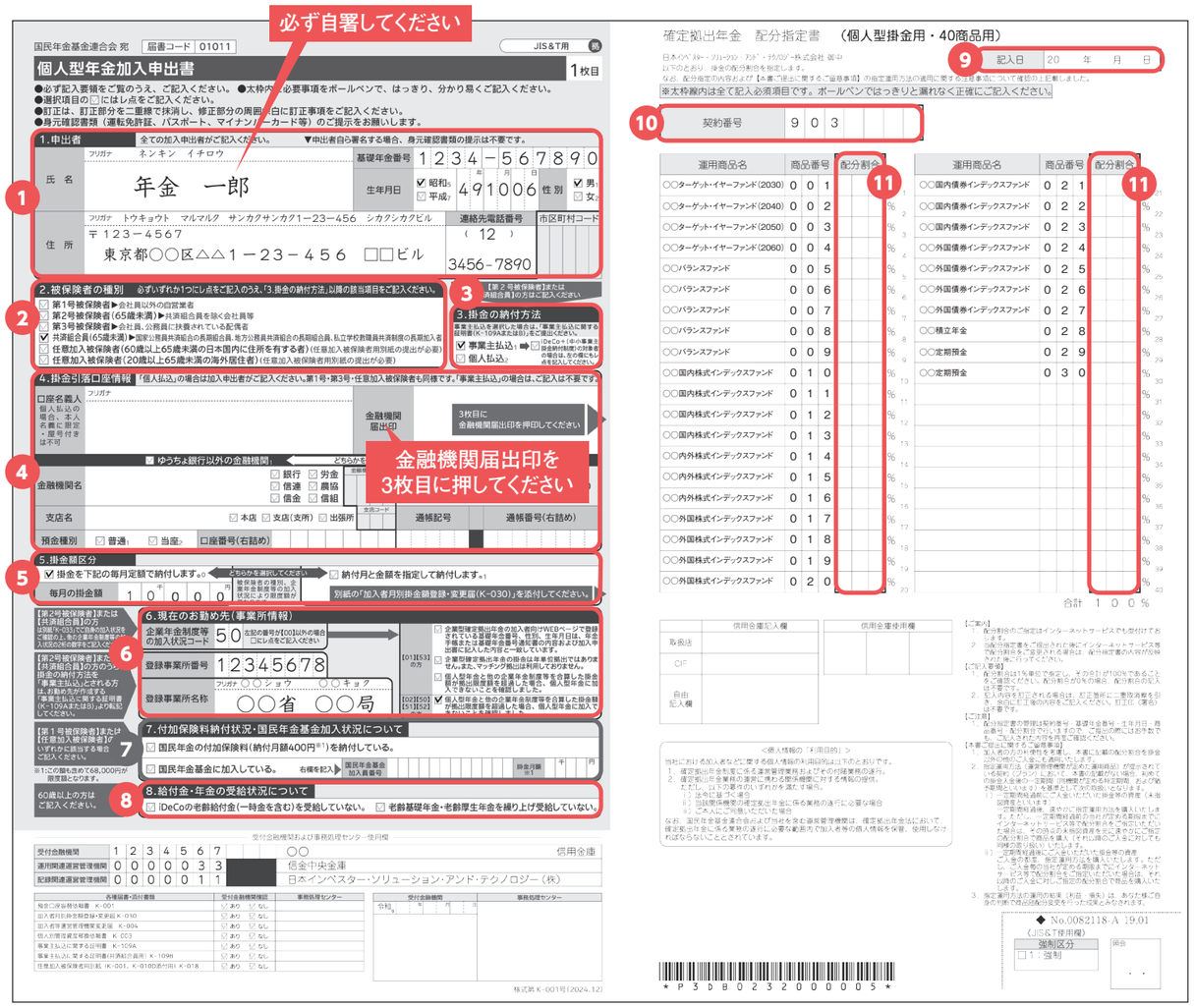

⚠以下の金融機関は指定できません。
一部のネット系銀行・信託銀行（口座をお持ちの銀行にてご確認ください）
信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、外国銀行など。
くわしくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。　https://www.ideco-koushiki.jp/

iDeCo公式サイト

1 申出者	■ 氏名：**フリガナを必ずご記入ください。** ■ 基礎年金番号：「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」に記載されている基礎年金番号をご記入ください。 上記の書類で確認できない場合は、お近くの年金事務所にご確認ください。 ■ 生年月日・性別：年号・性別の✓点の記入もれにご注意ください。 ■ 住所：郵便番号とフリガナをご記入ください。市区町村コードがわからない場合は、記入不要です。 ■ 連絡先電話番号：日中ご連絡が可能な番号をご記入ください。
2 被保険者の種別	■ 共済組合員（65歳未満）に✓点をご記入ください。
3 掛金の納付方法	■ 納付方法は、事業主払込または個人払込のいずれかに✓点をご記入ください。 <事業主払込ー給与天引を希望される方> ・「事業主払込に関する証明書（共済組合員用）」の添付が必要です。コールセンターにご請求ください。 ・「事業主払込に関する証明書（共済組合員用）」の2.事業主の確認事項、証明欄の掛金の納付方法に関する確認が（3）に✓点が記入されているかをご確認ください。（1）に✓点が記入されている場合は、事業主払込は選択できません。 ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、右側の□にも✓点をご記入ください。 <個人払込ー個人の口座から口座振替を希望される方> ・「④掛金引落口座情報」を必ずご記入ください。
4 掛金引落口座情報 指定できない金融機関があります。（注）掛金引落金融機関についてをご参照ください。	■ 事業主払込（給与天引）と個人払込により記入方法が異なります。 <❸で事業主払込（給与天引）を選択した場合>・記入不要です。 <❸で個人払込を選択した場合> ・本人名義の口座情報を記入します（屋号付きは不可）。お名前のフリガナもれにご注意ください。 ・**金融機関届出印を3枚目に押してください。** <ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定の場合> ・支店名等をよくご確認の上、ご記入ください。 ・金融機関コード・支店コードは、記入不要です。 ・預金種別の✓点の記入もれにご注意ください。
5 掛金額区分 8ページ～9ページ（別紙K-033）をご確認の上、ご記入ください。	■「掛金を下記の毎月定額で納付します。」に✓点をご記入ください。 ・「納付月と金額を指定して納付します。」は選択できません。 ・5,000円以上、1,000円単位でご指定ください。 ・掛金の限度額は、企業年金制度等の加入状況によって異なります。9ページのフローチャートの質問と回答に沿って該当する企業年金制度等の加入状況コードをご確認ください。 番号が「50」「51」の場合：拠出限度額　月額20,000円※ ※拠出限度額は、55,000円ー共済掛金相当額　※上限は20,000円です。 番号が「52」「53」の場合：拠出限度額　月額20,000円※ ※拠出限度額は、55,000円ー（企業型DC掛金額+他制度掛金相当額（私学共済））※上限は20,000円です。
6 現在のお勤め先（事業所情報）	■企業年金制度等の加入状況：9ページのフローチャートの質問と回答に沿って該当する他の企業年金制度の加入状況の2桁の数字を記入し、右側チェック欄の項目を必ずご確認の上、レ点をご記入ください。 ■登録事業所番号：掛金の払込方法が事業主払込の場合、「事業主払込に関する証明書（共済組合員用）」より転記してください。 ■登録事業所名称：掛金の払込方法が事業主払込の場合、「事業主払込に関する証明書（共済組合員用）」より転記してください。
7 付加保険料納付状況…	■ 共済組合員の方は記入不要です。
8 給付金・年金の受給状況について	■ 60歳以上の方は✓点をご記入ください。
9 記入日	■ この申出書を記入した日を西暦でご記入ください。
10 契約番号	■ **契約番号は取扱信用金庫ごとに異なります。** しんきんiDeCo WEB（HOME ＞しんきんiDeCoについて ＞しんきんiDeCoの特徴） にてご確認いただくか、取扱信用金庫またはコールセンターにお問い合わせください。 「しんきんiDeCo WEB」の「しんきんiDeCoの特徴」　https://www.j-pec.co.jp/scb/about/feature/
11 配分割合	■ 印字されている運用商品以外をお選びいただくことはできません。 ■ 合計が100%になるようにご記入ください（1%単位）。 ■ 商品を選択しない状態で加入手続を進めることも可能です。その場合、配分割合の欄は空欄のままご提出ください。 ※口座開設後、運用商品を選択しないまま一定期間（約3ヵ月）が経過すると、「指定運用方法」が購入されます。口座開設後の運用商品の選択方法、「指定運用方法」にかかる注意事項については、同封の「じぶんでえらぶ、iDeCoでそだてる」6ページをあらかじめご確認ください。

別紙　K-033

令和6年12月１日現在
国民年金基金連合会作成

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ iDeCoの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。右のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

◆　右のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

1　iDeCo掛金の上限額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。
なお、セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。

2　フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。Ⓕ～Ⓚ（Ⓘを除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、各区分に示す２桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。また、拠出限度額も併せてご確認ください。

3　お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落しが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。

4　お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、企業年金制度等に加入していない場合の拠出限度額は2.3万円です。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額　※いずれも2.0万円を上限
厚生年金被保険者	5.5万円－（企業型DC※1掛金額＋DB※2等の他制度※3掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	5.5万円－共済掛金相当額
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円－（企業型DC掛金額+他制度掛金相当額（私学共済））

5　お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト※4上で掛金額を表示
企業型DC　＋　DB等の他制度の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合や、国家公務員・地方公務員共済組合の組合員の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。

※1：　企業型DC　＝　企業型確定拠出年金
※2：　DB　＝　確定給付企業年金
※3：　DB等の他制度　＝　DBのほか、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金
※4：　企業型DCの加入者Webサイト　＝　記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

様式第 K-033号　（2024.12）

■　あなたの企業年金の加入状況についてご回答ください

拠出限度額は左の❹❺にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001・K-002）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用）（K-032）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも、回答がわからない場合はこちらへ

Ⓐ お勤め先で企業型確定拠出年金（企業型DC）※1制度に加入していますか？
（お勤め先に企業型DC制度があっても、ご自身が加入されていない場合は、「□いいえ」に進んでください）

□ はい　→　Ⓑ
□ いいえ　→　Ⓑ

Ⓑ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？
- □ 国家公務員共済組合（長期）
- □ 地方公務員共済組合（長期）
- □ 私立学校教職員共済制度

□ はい　→　Ⓕ　拠出限度額　月額20,000円※4
- □ 50　国家公務員共済組合（長期）
- □ 51　地方公務員共済組合（長期）
- □ 52　私立学校教職員共済制度（長期）

□ いいえ　→　Ⓒ

Ⓒ お勤め先で次のいずれかの制度に加入していますか？
- □ 確定給付企業年金（DB）※2
- □ 厚生年金基金※3
- □ 石炭鉱業年金基金

□ はい　→　Ⓖ　拠出限度額　月額20,000円※4
- □ 02　確定給付型の企業年金

□ いいえ　→　Ⓗ　拠出限度額　月額23,000円
- □ 00　他に企業年金制度なし

Ⓓ 加入中の企業型DCの拠出方法は次のいずれか、もしくは両方に該当しますか？
- □ マッチング拠出を選択しています
- □ 事業主掛金が年単位での拠出になっています

□ はい　→　Ⓘ　個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できません

□ いいえ　→　Ⓔ

Ⓔ お勤め先で私立学校教職員共済制度に加入していますか？

□ はい　→　Ⓙ　拠出限度額　月額20,000円※4
- □ 53　企業型DCおよび私立学校教職員共済制度（長期）

□ いいえ　→　Ⓚ　拠出限度額　月額20,000円※4
- □ 01　企業型DCあり（DB等の他制度の併用を含む）

現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【 ※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは　】
- 労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- 加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイト上で、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【 ※2：確定給付企業年金（DB）とは　】
- 労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- 給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。
（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【 ※3：厚生年金基金とは　】
- 国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- 現在は新規設立が認められておらず、現存する厚生年金基金は少数です。
- 厚生年金基金に加入中の場合、事業主から厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。
（DCにも加入中の場合は※1に記載の方法で、厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【 ※4：拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。詳細は左の❹❺をご確認ください。 】

第3号被保険者 加入をご希望の方

個人型年金加入申出書　記入見本

国民年金の第2号被保険者（厚生年金、共済の加入者）に扶養されている配偶者（国民年金の第3号被保険者）の方は、この申出書を使って、iDeCoに加入（掛金を拠出）するためのお手続を行います。

① 太枠内に、ご記入のうえ、確認書とともにご提出ください。
※被保険者の種別によって記入する欄が異なりますので、ご確認のうえご記入ください。
※インターネット経由で資料請求された場合は、印字されている内容をご確認ください。

② 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、周囲余白に訂正事項をご記入ください。訂正印は不要です。
「4.掛金引落口座情報」を訂正する場合は、訂正印として金融機関届出印を押してください。

③ 本人控（5枚目）はご自身で保管してください。

しんきん iDeCo

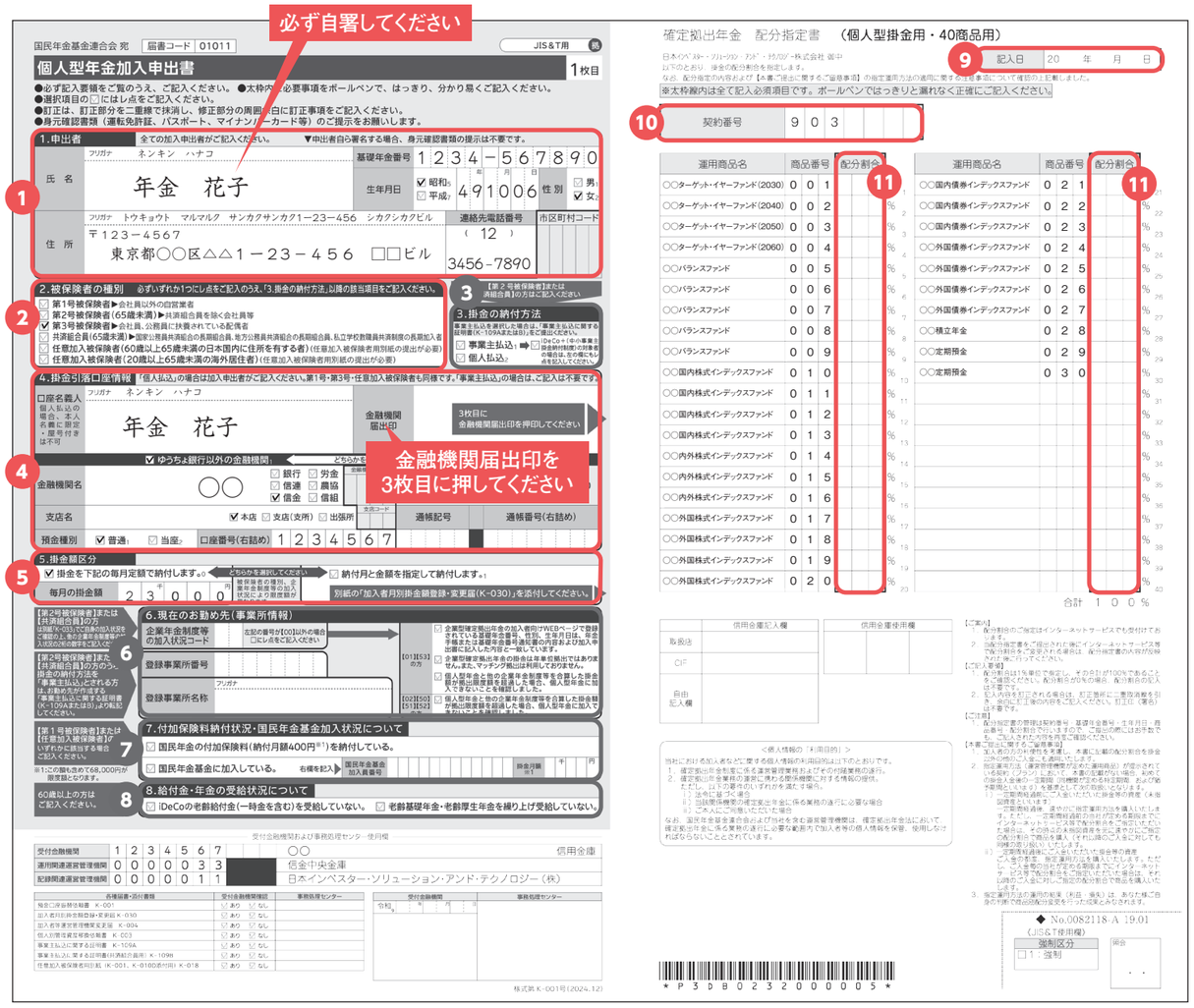

1 申出者	■ 氏名：**フリガナを必ずご記入ください。** ■ 基礎年金番号：「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」に記載されている基礎年金番号をご記入ください。 上記の書類で確認できない場合は、お近くの年金事務所にご確認ください。 ■ 生年月日・性別：年号・性別の✓点の記入もれにご注意ください。 ■ 住所：郵便番号とフリガナをご記入ください。市町村コードがわからない場合は、記入不要です。 ■ 連絡先電話番号：日中ご連絡が可能な番号をご記入ください。
2 被保険者の種別	■ 第3号被保険者に✓点をご記入ください。
3 掛金の納付方法	■ 第3号被保険者の方は記入不要です。
4 掛金引落口座情報	⚠ **以下の金融機関は指定できません。** 一部のネット系銀行・信託銀行（口座をお持ちの銀行にてご確認ください） 信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、外国銀行など。 くわしくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。 https://www.ideco-koushiki.jp/ iDeCo公式サイト ■ 掛金引落口座は本人名義に限ります。フリガナも必ずご記入ください。 ■ **金融機関届出印を3枚目に押してください。** <ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定の場合> ・支店名等をよくご確認の上、ご記入ください。 ・金融機関コード・支店コードは記入不要です。 ・預金種別の✓点のご記入もれにご注意ください。
5 掛金額区分	■「毎月定額」または「納付月と金額を指定」（月ごとに掛金額を設定）のいずれかに✓点をご記入ください。 <毎月定額で納付する場合> ・5,000円以上23,000円以下（1,000円単位）でご指定ください。 ・納付月と金額を指定する場合は、記入不要です。 <納付月と金額を指定して納付する場合> ・「加入者月別掛金額登録・変更届」の提出が必要ですので、コールセンターにご請求ください。
6 現在のお勤め先	■ 第3号被保険者の方は記入不要です。
7 付加保険料納付状況…	■ 第3号被保険者の方は記入不要です。
8 給付金・年金の受給状況について	■ 第3号被保険者の方は記入不要です。
9 記入日	■ この申出書を記入した日を西暦でご記入ください。
10 契約番号	■ **契約番号は取扱信用金庫ごとに異なります。** しんきんiDeCo WEB（HOME ＞しんきんiDeCoについて ＞しんきんiDeCoの特徴） にてご確認いただくか、取扱信用金庫またはコールセンターにお問い合わせください。 「しんきんiDeCo WEB」の「しんきんiDeCoの特徴」 https://www.j-pec.co.jp/scb/about/feature/
11 配分割合	■ 印字されている運用商品以外をお選びいただくことはできません。 ■ 合計が100%になるようにご記入ください（1%単位）。 ■ 商品を選択しない状態で加入手続を進めることも可能です。その場合、配分割合の欄は空欄のままご提出ください。 ※口座開設後、運用商品を選択しないまま一定期間（約3ヵ月）が経過すると、「指定運用方法」が購入されます。口座開設後の運用商品の選択方法、「指定運用方法」にかかる注意事項については、同封の「じぶんでえらぶ、iDeCoでそだてる」6ページをあらかじめご確認ください。